

INFORMATION Book

中央公民館
図書室からの
お知らせです

ほん 大好き



中央公民館図書室 ☎ (42) 7200

今月新しく 入りました。

※ 12月の新刊は、1日(木)からの貸出となります。

📖 一般の本

- ・色とりどりの「はな言葉」(著=葉菜桜 花子)
- ・匿名(著=柿原 朋哉)
- ・嘘つきジェンガ(著=辻村 深月)

📖 子どもの本

- ・パンしろくま(作・絵=柴田 ケイコ)
- ・トンちゃんってそういうネコ(作=MAYA MAXX)
- ・ちいさいおねえちゃん(作=いとう みく)

子どものお話の会

中央公民館内のこどものとしよしつで、子どもを対象としたお話の会を行います。親子で聞きに来てみませんか。

- とき 12月10日(土) 午前11時から
- ところ 中央公民館(こどものとしよしつ)
- 申込み 事前申込みが必要。受付は12月1日(木)から9日(金)まで。時間は平日の午前9時から午後5時まで

※参加費無料(先着15人)

※新型コロナウイルス感染症により日程が変更または中止になる場合があります。

- 問い合わせ 中央公民館まで

中でもこの本が オススメです。

財布は踊る

著=原田 ひ香

会社の同僚と平凡な結婚をし、専業主婦として穏やかに暮らす葉月みづほ。彼女はある夢を実現するために、生活費を切り詰めて毎月2万円を貯金していた。けれど、努力が実り夢を実現することができた喜びも束の間、夫に2百万円以上の借金があることが発覚し――。



おはなしのたねをまくと…

作=クラウドイオ・ゴッパツティ

この世界にはないどこかのちいさな家に住んでいる、へんてこぼうしをかぶった白いひげのおじいさん。運命に導かれるまま「ぴったりの場所」に彼が手に持っていた紙をうめると…?

おはなしのはじまる場所のおはなしです。

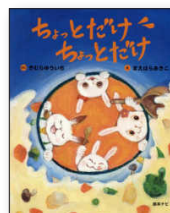


自 身のADHDによる集中力やこだわりを前向きに生かすために、2020年より独学で葉っぱ切り絵の制作をスタートした著者のリトさん。この本には葉っぱ切り絵で表現された、森の仲間たちの優しい物語がたくさん詰まっています。『あたたかい気持ちになれる森』や『それぞれのペースでいい、と思える森』など、全部で7つある小さな優しい森。それぞれの森で繰り返しられる物語に心癒されます。



素敵な空が見えるよ、明日もきっと
著=リト@葉っぱ切り絵

マ マが買物に出かけている間、晩ご飯のシチューのおいしそうなにおいにつられて、うさぎのきょうだいたちがひとくち、またひとくちとつまみ食い…。気づけば、テーブルクロスはつまみぐいしたときにこぼれたシチューのしみでいっぱい!!このままじゃ、ママにつまみぐいしたのがばれちゃう!!きょうだいが力を合わせて頑張る姿がかわいらしい絵本です。



ちよとだけ ちよとだけ
作=きむら ゆういち

本は知識を深めるだけでなく、人と人とのつながりを広げてくれます。新たな本との出会いは新たな人との出会いの始まり。広がる本だでは、新たな本との出会いの場として、毎月おすすめの本を2冊紹介いたします。今月の紹介者は飯干愛理さん(司書)です。

広がる本だ



医療費控除の確定申告 !! 準備はお早めに

あなたや生計を共にしている家族のために、令和4年1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費があるときは、計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

医療費控除とは支払った医療費が返ってくるものではありません。また、対象とならない医療費もありますのでご注意ください。



医療費控除の計算方法

①従来の医療費控除

総所得金額等が
200万円以上の場合

(医療費の合計 - 保険金等による補てん金額) - 10万円

総所得金額等が
200万円未満の場合

(医療費の合計 - 保険金等による補てん金額) - (総所得金額等 × 0.05)

※医療費控除の金額が0円以下の場合には対象外です。

※医療費控除の金額の上限は200万円です。

②セルフメディケーション税制による特例 (スイッチ OTC 薬控除)

(スイッチ OTC 医薬品購入金額 - 保険金等による補てん金額) - 1万2千円

※控除を受けるためには、申告する人が健康の維持増進及び疾病の予防への取組を行い、その取組を行ったことを明らかにする書類の添付が必要です。(例：健康診断結果通知書(写)、予防接種領収書等)

※控除額の上限は8万8千円です。

※対象の医薬品にはセルフメディケーション税制の対象である旨のマークが掲載されています。

①「従来の医療費控除」及び②「セルフメディケーション税制」は、選択適用となります。選択した控除は、更正の請求や修正申告において変更することができません。

【ご注意】

◆申告の前には、支払った金額を計算した「医療費控除の明細書」を必ず準備してください。医療費の領収書の添付または提示は必要ありません。ただし、税務署から明細書の記入内容の確認のため提示または提出を求められる場合がありますので5年間の保存が必要です。

◆保険者が発行する医療費通知書(医療費のお知らせ等)で控除を申告することができます。医療費通知書を使用する場合は、通知書に記載された自己負担額のほか、実際に支払った医療費の額を医療費明細書に記載しますので、領収書でご確認ください。

◆インフルエンザなどの予防接種の費用や一般的な近視矯正用のメガネやコンタクトレンズなどは対象外です。また、おむつ代について医療費控除を受ける場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」を一緒に提出してください。おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の人は「おむつ使用証明書」に代わるものとして「おむつ使用の確認書」を発行できます。詳しいことは役場福祉人権課高齢者支援係までお問い合わせください。

